

マイナンバーカードはお持ちですか

平成28年1月から運用が開始されたマイナンバー(個人番号)制度。任意で作成できるマイナンバーカードは、本人確認用の公的な身分証明書になるほか、e-Taxを利用した確定申告などに利用できます。

マイナンバーカードがあれば市内のコンビニで住民票などの交付が受けられる「コンビニ交付」サービスを開始します。ここではさまざまな場面で活用できるマイナンバーカードの発行手順を紹介します。



マイナンバー制度
イメージキャラクター
マイナちゃん

また、市は31年3月1日から

有効期限があります

20歳以上の方は申請から10回目の誕生日、20歳未満の方は5回目の誕生日です。

さまざまな場面で活用できます

- ・マイナンバーを証明する書類として
 - ・身分証明書として
 - ・e-Tax(※)など各種行政手続きのオンライン申請に
 - ・マイナポータルへのログイン用に
 - ・コンビニ交付サービスの利用に(平成31年3月開始)
- ※e-Tax: 申告などの国税に関する各種手続きを、インターネットを利用して電子で行えるシステムのこと

国営オンラインサービス マイナポータル

国が運営するオンラインサービスで、自宅のパソコンなどから「行政機関が保有する自己情報」や「行政機関が利用した自己情報の履歴」が確認できます。マイナンバーカードでログインするため、パソコンの場合は「ICカードリーダー」が、スマートフォンの場合はマイナンバーカードの読み取りに対応したものがが必要です。詳細は、マイナポータルサイトをご覧ください。

マイナポータル総合フリーダイヤル
(☎0120・95・0178)。9時30分～20時(土)(日)(祝)は17時30分まで。年末年始を除く

専用端末をご利用ください

市役所1階総合窓口でマイナポータル用のタブレット端末を用意しています。利用には、マイナンバーカードとカード発行時に登録した4桁の暗証番号が必要です。

時 平日8時30分～17時15分

マイナンバーカード 申請から発行まで

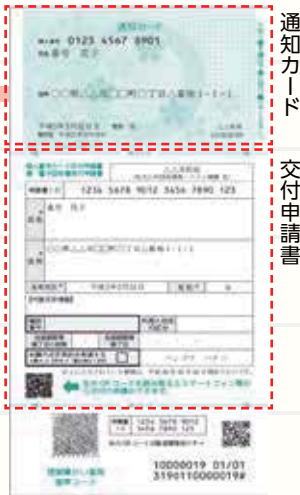
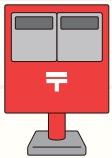
申請

申請は4つの方法があります。初回の発行は無料、紛失などによる再発行は手数料800円(電子証明書付き1,000円)です。通知カードに記載された住所や氏名に変更がある場合や、通知カードを紛失した場合は窓口サービス課へお問い合わせください。

① 郵送

平成27年に郵送した通知カードに付随の「交付申請書」に、記入・押印し、顔写真を貼付

同封の送付用封筒に入れて、ポストへ投かん



通知カード

交付申請書

③ スマートフォン

通知カードに付随の「交付申請書」の二次元コードを読み込み、申請用サイトからメールアドレスを登録

メールに通知された申請用ページへ

必要事項を入力、顔写真データを添付して送信



② パソコン

申請用サイトからメールアドレスを登録

メールに通知された申請用ページへ

必要事項を入力、顔写真データを添付して送信

※通知カードに付随の「交付申請書」に記載されている、申請書ID(23桁)が必要です



④ 市職員による オンライン申請補助

本人確認書類と通知カードに付随の「交付申請書」を持参し、直接市役所1階特設窓口へ(平日のみ。12時～13時を除く)

職員がタブレット端末で、顔写真を撮影

タブレット端末に入力、顔写真データを添付して送信。職員が操作の補助をします



約1カ月後

交付通知書が自宅に届く

交付通知書・通知カード・本人確認書類・えびなカード(お持ちの方)・住民基本台帳カード(お持ちの方)を持参し、本人が直接窓口サービス課で受け取る



発行

〈申請はお早目に〉 申請から発行までは約1カ月です。早めの手続きをお勧めします。

※平成27年に全世帯に郵送された「通知カード」(7頁)とは異なります。

マイナンバーカード



おもて



うら

プラスチック製のICチップ付きカードで、12桁のマイナンバーとともに顔写真・氏名・住所・生年月日などが表示されています。発行には申請が必要です。

マイナンバーカード (個人番号カード)とは

また、市は31年3月1日から